

第七項

「費費」スル謂リ「費」ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、
第六項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、
第七項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、
第八項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、
第九項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、
第十項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、
第十一項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、
第十二項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、
第十三項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、
第十四項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、

第五項 費費ノ漏出ニシテ、種々ノ費費ニ出スルモノ、其ノ一ニシテ、

第六項

第七項

財團法人協調會大阪支所

第七項 主要驛以外ニモ浴場ヲ設備スル

第八項 承知スル

第九項 最低賃金ヲ確立スルコトハ厄介ナ問題デアルカラ確立
スル事が出来ナイガ子飼ノ技術者ニハ可成多クノ賃金ヲ支給
シ他ノモノト均衡ヲ保ツ様ニスル

第十項 承知スル

第十一項 承知スル

第十二項 ソノ内ニ發表スル

第十三項 帽子ダケハ支給スル作業服外套ニ就イテ研究セウ

第十四項 研究セウ

會社ハ歎願事項ヲ殆ンド容レタノデ同志會ノ代表ハ午后五時満足
シテ歸ツタ。